○北海道大学大学院理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センター規程

平成20年11月1日

海大達第150号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第27条の 7第4項の規定に基づき、北海道大学大学院理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究セン ター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、北海道大学の研究者に対して、遺伝子及び染色体に関する研究を行う ための施設及び設備を提供するとともに、動物、植物その他の生物材料の供給を行うこと により、生物科学分野の研究の進展に寄与することを目的とする。

(部門)

- 第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。
  - (1) 実験生物飼育栽培施設部門
  - (2) 研究機器等共同利用部門
  - (3) 生物試料保管部門

(職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

- 第5条 センター長は、北海道大学大学院理学研究院(第7条において「研究院」という。) の専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 2 センター長は、北海道大学大学院理学研究院長(以下「研究院長」という。)の監督の下に、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。
- 5 センター長の選考は、研究院長が推薦する候補者から、総長が行う。
- 6 センター長候補者の選考については、研究院長が別に定める。 (運営委員会)
- 第6条 センターに、センターの共同利用に関する事項その他のセンターの運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営については、研究院長が別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、研究 院の教授会の議を経て、研究院長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成21年4月1日海大達第112号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日海大達第132号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月1日海大達第128号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。